

2013年6月

韓国における商標法改正について

韓国において下記のように商標法が改正されることとなりました。特に不使用取消審判制度の改正は、わが国の制度との相違していた点が是正されることになり朗報といえます。

### 1. 不使用取消審判制度の改正

韓国においては、出願された商標が他人の先登録商標と類似するかどうかの判断時点は従来は「出願時」でした。このため出願人が引用商標登録に対し請求した不使用取消審判に成功しても、その審決の効果は遡及しませんから拒絶理由は解消せず、従って出願人は同じ商標を再出願することが必要とされていました。

改正法では出願商標が先登録商標と類似するかどうかの判断時がわが国と同様に、出願時ではなく類否についての最終判断がなされる日（査定時もしくは審決時）になります。従って今後は不使用取消審判の結果判明まで上申書提出や審判請求により当方の出願を継続しておけば、不使用取消審判が成功して引用商標登録が取消された時点で拒絶理由はただちに解消し、再出願することなく当方の出願商標の登録が認められることとなります。

上記の法改正に関連して、従来不使用取消審判請求人に認められていた優先権（法8条5項）の規定が廃止されます。この規定は日本の商標法には見られないもので、上記のようにこれまで韓国では商標の類否判断時点が出願時であったため、不使用取消審判により障害となる先登録商標の登録取消に成功しても請求人は自分の商標を再出願することが必要のところ、先登録商標の権利者が先に再出願してしまうと、不使用取消審判の請求が無意味になってしまう虞がありました。このような弊害を防ぐため法8条5項では不使用取消審判の審決が確定して6ヶ月間は不使用取消審判の請求人にも出願権が認められていましたが、判断時が査定時もしくは審決時となり、出願を継続しておけば再出願は不要となりますので、法8条5項は廃止されることとなりました。

### 2. 商号等の先使用にもとづく使用権認定要件の緩和

次の要件を満たす商号等も商標としての先使用権が認められることとなります。

- i) 自己の氏名、商号など社会通念上人格の同一性を示すものを商標として使用する者が、
- ii) 不正競争の目的なしに、
- iii) 他人の商標の出願前から韓国国内で継続使用してきた場合

ここで注目すべき点は使用の結果、周知性や著名性を獲得したことが要件とされていないことです。これはこの改正の目的が、商標登録することなく自己の氏名、商号などを商標として使用してきた零細企業が、同一又は類似する商標をあとから登録した者から権利主張を受けて自己の氏名、商号などを商標として使用することが出来なくなることを救済するためとのことです。

### 3. 指令応答期限徒過時の救済手段の導入

指令応答期間の満了日が経過しても2ヶ月以内であれば手続継続上申書を添えて意見書を提出することが認められることとなります。なおこの場合に期限徒過理由を疎明する必要があるかどうかは未詳です。

以上の改正は既に国会を通過し、来る2013年10月6日から施行される予定です。

(出典：KIM & CHANG 法律事務所ニュースレター)